

岐阜労基 1129 第 4 号の 1
平成 30 年 11 月 29 日

岐阜県中小企業団体中央会
会 長 殿

岐阜労働局長



年末年始の設備点検・清掃作業等における労働災害防止について

日頃から働き方改革を始めとする労働行政施策、労働災害防止について、格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 10 月末における岐阜県内の死亡災害は、13 人で前年同期に比べ 3 人減となっておりますが、休業 4 日以上の死傷災害は、1,615 人で 128 人(8.6%)増加し、全国(7.1%増)を 1.5 ポイント上回って大幅に増えている状況です。

毎年、年末には事業場内の大掃除や機械設備の点検・整備、年始には機械の立ち上げ等、通常と異なる作業が行われる下で、普段立ち入らない場所での「墜落・転落災害」や不慣れな作業手順から「はさまれ・巻き込まれ災害」等が発生しています。

特に今年は、事務所・工場の屋根の破損のために屋根上に立ち入った労働者(管理者、責任者)が、スレート製屋根等を踏み抜いて墜落し死亡するといった重大な災害が 2 件発生しています。

このため、貴会会員等が笑顔で年末年始を迎えることができるよう、下記を参考に年末年始における屋根上での作業における墜落・転落災害防止について、周知・情報提供等を行っていただきますようお願いいたします。

記

- 1 屋根等の踏み抜きによる墜落・転落災害の発生状況について
(平成 27 年から平成 30 年 10 月末までに報告のあった労働者死傷病報告の集計)
 - (1) 屋根等からの踏み抜きによる墜落・転落による死傷者数
24 人(うち死亡者数 4 人)
 - (2) 業種別発生状況
建設業 12 人(2 人)、製造業 7 人(1 人)、商業等 4 人(1 人)

(3) 労働災害発生時の状況

屋根等で作業中に踏み抜いた者 11人 (3人)

屋根等を移動中に踏み抜いた者 13人 (1人)

2 屋根等の踏み抜きによる墜落・転落災害の主な原因と防止対策

(1) 災害発生原因

ア スレート製屋根等、踏み抜きの危険のある屋根上において、歩み板や防網の設置をせず作業を行わせていたこと。

イ 墜落制止用器具(安全帯)を使用させていなかったこと。また、墜落制止用器具(安全帯)を使用するための親綱等の設備を設置していなかったこと。

(2) 災害防止対策

ア スレート製の屋根等踏み抜きによる墜落の危険のある屋根上で作業、移動を行う際は、歩み板(幅30cm以上)を設け、防網を張る等、踏み抜きによる危険の防止を図ること。

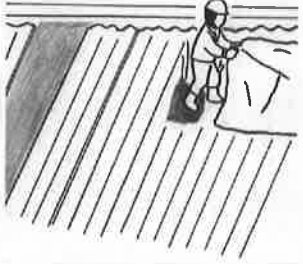

イ 歩み板は、滑動、てんびん等を起こさないよう緊結すること。

ウ 勾配のある(約30度以上)屋根の場合は、屋根足場の設置を行うこと。

エ 親綱を設置し、安全帯を確実に使用させること。

オ 作業に適した安全靴等の履き物を使用すること。

3 平成30年に発生した屋根等からの踏み抜きによる死亡災害


業種	災害発生の概要	再発防止対策例	略図
畜産業	事業場建屋の屋根材が台風で吹き飛ばされたため、ビニールシートで養生するため、屋根上で段取り中、劣化した樹脂製波板を踏み抜いて約5m墜落した。	労働者が踏み抜くおそれのある材料で葺かれた屋根の上で作業するときは、歩み板を設ける、防網を張るなどの踏み抜き防止対策を行うこと。	
建築工事業	台風の影響で既設の倉庫の屋根が吹き飛ばされたため、ブルーシートで応急処置が行われていた状態となっていた。そのブルーシートに雨水が溜まったため、柄杓とバケツを使用して屋根に足場板を敷き、その上に乗り汲み出し作業をしていたところ、ブルーシートを踏み抜き、倉庫内に墜落した。	安全に作業できる幅の作業床を適切に設置し、作業を行わせること。 墜落制止用器具の使用等、墜落防止措置を徹底すること。	

4 機械設備点検作業の注意事項

ア 機械設備の点検作業を行う際は、作業計画書の作成、作業手順・方法の決定、必要な資格の確認等、事前準備を十分に行うこと。

- イ 作業の進め方や合図の方法、禁止事項を作業従事者で確認するとともに、リスクアセスメント結果に基づき実施した対策や残留リスク、KY活動の実施によるリスク情報を作業開始前ミーティングにおいて確認、共有すること。
- ウ 作業時は、電源を切り、起動スイッチ等は施錠や「点検中のため起動厳禁」等の表示を行う等、不意の起動を防止すること。また、作業に必要な適正な照度の確保を行うこと。
- エ 作業終了は、無効にした安全装置、取り外した安全カバーなどを確実に復帰、復元するとともに、作業場を整理・整頓し、使用した工具の紛失の有無についても十分に確認すること。

5 機械設備点検や清掃作業等の死亡災害事例

業種	災害発生の概要	再発防止対策例	略図
機械器具製造業	<p>マシニングセンタの検査において異音を確認されたため、マシニングセンタ正面の操作盤で労働者1名が機械を動作させ、マシニングセンタ背面側で被災者が異音の発生場所等を調べていたところ、背面側内部で動作する機械と本体カバーとの間に被災者が挟まれたもの。</p>	<p>共同作業を行う場合において機械を動作させるときは、機械との接触防止対策や機械運転時の合図を確実にすること。</p>	<p>操作者は機械の反対側で作業しており、死角での作業であった。</p> 
土木工事業	<p>事業主とともに社屋屋外に取り付けられた外灯の電球交換中、被災者はフォークリフトのヘッドガードの上で事業主に新品の電球を渡した。その後、「ドン」という音がしたため確認したところ、被災者がフォークリフト後方の地面上で倒れていたもの。</p>	<p>フォークリフトを主たる用途以外に使用しないこと。 高所で作業を行わせるときは、高所作業車を使用させる等、墜落防止措置を確実に実施させること。</p>	